

令和6年3月15日
(第2回定例会)

美瑛町議会議案 (追加)

議 案 目 次

議案第 27 号	令和 5 年度美瑛町一般会計補正予算（第 10 号）について	— — — —	85～ 91
議案第 28 号	財産の取得について	— — — —	92
議案第 29 号	事務の委託の廃止について	— — — —	93

議案第27号

令和5年度 美瑛町一般会計補正予算（第10号）について

令和5年度美瑛町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,888,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月15日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 道支出金		1,043,507	10,300	1,053,807
	2 道補助金	716,347	10,300	726,647
歳 入 合 計		11,878,300	10,300	11,888,600

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		1,053,475	10,300	1,063,775
	1 農業費	703,697	10,300	713,997
歳 出 合 計		11,878,300	10,300	11,888,600

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
6. 農林水産業費	1. 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	5,314
		施設園芸生産基盤緊急支援事業	3,334
合 計			8,648

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		道支出金	1,043,507	10,300	1,053,807
	2	道補助金	716,347	10,300	726,647
		4 農林水産業費補助金	673,569	10,300	683,869

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農業費補助金	10,300	1 畑地化促進事業補助金	1,652
		2 担い手確保・経営強化支援事業補助金	5,314
		3 施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金	3,334

(一般会計)

(歳 出)

(単位：千円)

6	1	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			農林水産業費	1,053,475	10,300	1,063,775	10,300	
			農 業 費	703,697	10,300	713,997	10,300	
			農業振興費	665,115	10,300	675,415	道支出金 10,300	

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
18	負担金補助及び交付金	10,300	1 地域資源をいかした産業のまち 10,300 (1)畑地化促進事業 1,652 18 交付金(補) (1,652) (2)担い手確保・経営強化支援事業 5,314 18 補助金(事) (5,314) (3)施設園芸生産基盤緊急支援事業 3,334 18 交付金(補) (3,334)

議案第 28 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 15 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契 約 先
教師用指導書等 一式	随意契約	円 15,529,580	上川郡美瑛町本町 1 丁目 4 番 2 号 株式会社 阿部百貨店 代表取締役 阿 部 裕 信

(参考資料)

取得目的	品 目 ・ 納 期 ・ その他
小学校学習指導に 要する教育用書籍 等の購入	品 目 教師用指導書 13 教科 450 冊 指導者用デジタル教科書 4 教科 94 組 納 期 令和 6 年 3 月 29 日 その他 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 による随意契約

議案第 29 号

事務の委託の廃止に関する協議について

上川広域滞納整理機構と美瑛町との間における行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約を定める協議について、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 15 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

上川広域滞納整理機構と美瑛町との間における行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約

上川広域滞納整理機構と美瑛町との間における行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。